

第 3 9 号 議 案

東京都台東区防災会議条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 4 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提 案 理 由)

この案は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）の改正に伴い、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区防災会議条例の一部を改正する条例

東京都台東区防災会議条例（昭和38年7月台東区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

（2） 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第3号中「前各号」を「前3号」に、「または」を「又は」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

（3） 前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。

第3条第5項第9号中「または」を「又は」に改め、同項に次の1号を加える。

（10） 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから区長が任命する者

第3条第7項中「第5項第9号」の次に「及び第10号」を加える。

第4条第2項中「、関係指定地方公共機関の役員または」を「の職員、関係指定地方公共機関の」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。